

福岡都市圏南部環境事業組合公告第1号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定に則り、（仮称）新南部工場施設整備・運営事業実施方針を別冊のとおり公表する。

平成22年5月18日

福岡都市圏南部環境事業組合

管理者 井 本 宗 司